

名古屋市環境審議会 第4回 環境影響評価部会
会議録

1 開催日時
平成23年10月18日(火) 午前10時～午前11時55分

2 開催場所
市役所第12会議室(東庁舎1階)

3 出席者

(1) 審査委員(五十音順、敬称略)

内川 尚一 (名古屋商工会議所理事・企画振興部長)
香坂 玲 (名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)
河野 義信 (社団法人中部経済連合会産業技術部長)
土屋 由紀 (名古屋女子大学非常勤講師)
鳥居 憲一 (公募委員)
原田 彰好 (愛知県弁護士会)
福井 清 (公募委員)
吉久 光一 (名城大学理工学部建築学科教授)

計8名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め9名

(3) 傍聴者 1名

4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が8名であり、部会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について

ア 工事の長期化・長期中断案件への対応

[部会長] 環境影響評価制度のあり方について、「ア 工事の長期化・長期中断案件への対応」について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料1、参考資料1について説明)

[部会長] これについて、いかがでしょうか。

[委員] 長期間と言われましたが、どのぐらいの期間をイメージされていますか。また、報告書を一定の時期の区切りになるところで出すことの具体的なイメージはありますか。

[事務局] 参考資料1で工事が長期化しているものとして、名古屋都市計画墓園事業があります。この事業の工事着手は昭和61年で、まだ完了していません。30年ぐらい事業をしていて、長期というイメージはあります。一部墓地として使用していますが、正式な届出として工事中の報告書や工事完了後の計画書はいただいていないという状況です。そういう課題に対応するために、制度の切り替えを検討したいと考えています。

定期報告のスパンについては、現行条例には規定はありませんが、技術指針の解説書の中では、5年以上長期工事するような場合は3年を超えない範囲で報告するよう指導しています。

[委員] ちなみに、今の墓園の場合はいつ完成の予定でしたか。

- [事務局] 手元に資料がないので、わかりません。
- [委員] 普通、予定があると思いますが。
- [事務局] 事業者には、事業の供用の目標等がありますので、それに基づいて工事計画をたてて、予測評価します。工事計画はあらかじめ明らかになっているのですが、実際工事が始まってみると、社会状況の変化等で変わってくる部分があります。
- [部会長] 一部供用中のものは鉄道が多いですね。
- [事務局] 例えば地下鉄6号線ですと、この3月に野並から徳重は開通しましたが、アセスの手続き上では外構工事などが一部残っていますので、現在は工事中という扱いになっています。
- [委員] 事後調査の計画書を出して、その計画書に沿って実際はどうだったかを調べて、報告書で出すということですか。
- [事務局] 例えば、工事の騒音が大きくなると予測した時期に、実際に事業者が測定をして、その値が実際にどうだったのかを予測値と比較します。
- [委員] 事後調査をどういうやり方で調べて、何と何を比べるかということが事後調査計画書で、今言われたのは環境影響がどういう数値になるかという話ですね。
- [事務局] 準備書で予測をした時期、例えば工事の音がピークになる時期が3ヶ月後であった場合には、実際工事をする段階で事後調査計画書を出して、予測と同じ3ヶ月後に音を測って、その値を報告していただきます。
- [委員] 3ヶ月後に音を調べているのに、工事が完了してからしか報告書が出ないのはおかしいのではないですか。
- [事務局] 調査には色々種類がありますので、工事中の調査が全て終わり、苦情等を含めて全ての状況を最終的に報告していただいているのが現状です。
- [委員] 最終的に5年後に工事が終わるものの場合、3ヶ月後あるいは半年後に騒音等のピークが生じた結果は、その時点で調べたものでありながら、5年後にしか報告しないということですか。
- [事務局] 現状はそうです。
- [委員] 一部供用で終了していないと報告されないのもあるということですか。
- [事務局] そうです。
- [委員] 困っているのはその時期なので、その時期の数値に対して対処しなければならないということですね。
- [事務局] 問題となるのは工事中ではなく一部供用時です。高速道路で一部供用時に騒音が大きいということがあり、一部供用していても工事中ですから正式な調査や報告がなく困りました。一部供用の段階で調査を行ってもらえれば、問題がなくなるのではないかと考えています。
- [部会長] この件については、現在、工事完了後の事後調査となっているところを、これからは、工事が完了していなくても存在供用時として報告するというところでよろしいでしょうか。
- [委員] 今後の方針のところ、計画書に対して報告が均等に振ってありますが、例えば5年間のうちを2年とか3年とか均等にするのか、それとも、例えば3ヶ月後とか5ヶ月後に重大な騒音等のピークが生じる場合に、大きな影響が及ぼされるタイミング等とするのですか。
- [事務局] 今の事務局の考えですと、その都度では事業者の負担にもなるので、ある程度スパンを決めて定期的にと考えています。ただ、あまり長期ではなく適切な時期に把握ができるようなイメージではあります。
- [委員] 工事開始後3ヶ月後か5ヶ月後にピークが生じて、報告が3年後で良いのですか。3ヶ月後か5ヶ月後にピークが生じるのであれば、それは半年後にするとか環境影響の中身によってメリハリのあるタイミング設定が必要ではないですか。
- [事務局] 事後調査をする目的のひとつは予測結果の妥当性を見ることですので、予測をした時期に事後調査をしていただきます。調査が定期的にあるかといえば、工事なので多いときと少ないときがあります。報告の時期については、特に工事中は予測と大きく外れることがなければ、定期的な報告で良いと思っています。ただ、予測をするときにかなり幅があって信頼性が薄いようなものや項目、内容によっても考えていく必要があると思っています。今回はわかりやすくするために一定の期間という形でご理解いただければと思います。
- [部会長] これとは別に、工事中の騒音等で基準値を超えるような場合は市に報告が来ますか。

[事務局] 現状では来ません。そういうことがあれば、おそらく苦情という形で上がってきますので、また別の対応ができると思います。

[委員] そういう意味では、事後調査は工事中と書いてあっても、基本的には終わった後に報告書を出せばいいという話ですね。

[委員] 報告書には、何か問題が起きたときにそれなりに対処した内容が含まれますか。

[事務局] はい。

[委員] 報告書が出れば必ず審査会が開かれそこで確認していくということでもいいですか。もちろん報告書が出ないことには審査会の意見も述べられないのですが。

[事務局] 現状では、審査委員には全ての報告書を送っていますが、全ての案件について審査会を開いて委員の意見を聴く手続きにはなっていません。これについては前々回のときに審査会のあり方という部分でご議論いただき、今後、事後調査についても審査会を活用していこうという方針が示されました。

[委員] 現行の制度では、事業者は環境保全の見地から必要だと認めたときは適切な措置を講じなければならないとありますが、報告書が出ない場合には、実際に影響が出ているか、措置がされているかどうかを確認することはできません。例えば予測とは違う何らかの影響が出ているというような情報なり可能性があるときに、そこを調査して報告書を出すというような指導は、今はできないのですか。

[事務局] 予測に反して環境が悪かったとか、想定外の影響が出たときは、今の条例でも事後調査の中で必要があるときは市長が指導を行うとか資料提出を求めることができるという規定がありますので、環境に影響があるという情報をつかんだときは、必要があれば指導ができることになっています。今の事後調査の制度は不備が少しありますので、例えば3年に1回は報告書を出すということを制度として強化するということと、併せて特異的なケースは今までどおり指導を行うという規定でやっていくものと考えています。それから、実際の工事や施設の供用によって環境影響があれば、個別の騒音規制法等によって、それぞれの規制するところが指導していくことになります。

[委員] もともと例外的に少し長期化してしまったものについて、途中経過を把握するためにこういう制度にするということですね。

[事務局] 事務局で把握をすべきだということと、報告書は市民に公表することになりますが、市民の方への情報公開が一番最後にしかないというのでは少し長期間過ぎるのではないかという問題意識で、その間隔を詰めたいということがあります。

[委員] その間、何の届出も出てこないことが一番問題であるということですね。

[事務局] はい。

[委員] これまでの制度だと中断したりすると報告しないで良いのですが、これを悪用するようなケースはあったのですか。報告させなければいけないというのはわかるのですが、わざと中断して長期化させるようなケースとか、これまで実際に何かトラブルがあったのですか。

[事務局] わざとかどうかはわかりませんが、一部供用はされていても、ずっと手続きが終わらないものもありますし、高速道路等で一部供用されていて、実際は音が結構大きかったという事例もありましたので、そういう課題に対応するために、今回、制度を少し強化していきたいと思っています。

[部会長] どうもありがとうございました。基本的にはこれで進めていただければと思います。

イ 事業内容の変更の手続き

[部会長] 「イ 事業内容の変更の手続き」について、説明をお願いします。

[事務局] (資料2、参考資料2について説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

[委員] 届出が必要な場合の諸元や軽微な変更等の考え方は施行細則で定めてあって、その施行細則に基づいて変更届が出てきたものがルーセントタワーと吉根の土地区画整理事業だけで、あとは、施行細則の条件に合わなかったということですね。

[事務局] そうです。

[委員] 施行細則はどのようなものですか。それから、猪子石工場は再手続免除申請と書いてありますが、再手続免除申請とは何ですか。

[事務局] 条例の以前に環境影響評価指導要綱があり、再手続免除申請は要綱の手続きです。要綱のときに、事業計画を変更しようとする場合に、事業者が市長に再手続きを免除してもらうために申請するもので、今の変更届に近い手続きです。

施行細則の内容ですが、条例細則の最後の頁、別表第2に事業諸元があります。例えば1番、道路の事業では道路の長さが長くなる場合には変更の届出が必要で、短くなる場合は要りません。10番は大規模建築物ですが、建築物の高さが高くなるか延べ面積が大きくなる場合に変更届を出していただくことになります。

[部会長] これはいつ頃つくられたのですか。

[事務局] 条例制定時です。

[部会長] これを見直したいということですか。

[事務局] もう少しきめ細やかなものにしていきたいと考えています。

[委員] 変更届は、評価が終わった後や工事が始まってから出て来ることもあるかもしれません。変更を出していただくと、それに対する市長判断を事業者に報告ないし何かする形になるかと思えます。その間は工事もある程度ストップする形になるかと思えますが、その辺の施策は考えていますか。

[事務局] 変更する前に変更届をもらいますが、現状の制度では、その変更に伴う環境影響が大きい場合、届出内容で市長が判断して、再手続きが必要だということになれば、その再手続きが行われるまでは工事が行われません。施行細則は、手続きの再実施が必要な変更の場合のイメージでつくってあります。

[委員] これを見直した場合、変更の際の事業者負担が増えます。ピンポイントで大事なところをおさえるのは大事だと思うのですが、利便性ととのバランスという側面もあると思いますので、そのバランスをどうとるのかお伺いしたいのですが。

[事務局] 施行細則をどのようにしていくかについては、些細な変更でも出せというのは確かに事業者の負担になりますので、そういうイメージではないのですが、今ある諸元よりは少し広げて、例えば参考資料2に鳴海工場の煙突の配置の変更があったのですが、今は煙突の高さとなっていて、高くなった場合だけ変更届が必要なのですが、広い敷地の中で煙突の位置が変わる場合にも少し問題があるので、そういうのをひとつひとつ考えて決めていきたいと考えています。

[部会長] 参考資料2で、変更届が出ているのはこの5件だけで、他のも十数件あると思いますけど、変更されているけれど出ていないと。けれども、その変更で影響が軽微になっているのは良いかもしれないけど、そうではないのもありそうということですね。

[事務局] そういうのを少しずつ、ひとつずつ見て、整理したいと考えています。

[委員] 煙突の話をしましたけど、敷地の中であれば、煙突の位置が変わっても、影響はそんなに大きくないと思います。参考資料2では減少となっているものが多々あり、そういうものは問題ないのでしょうか。この資料の中で言うと、どれが気になっているのですか。

[部会長] 私だと、地下鉄の換気口数の増加が気になります。

[事務局] 地下鉄の換気口の増加では、評価書で予測したときは別の場所に換気口がつけられます。そうすると、その近くの住民の方に対する騒音や低周波音の予測はしていないことがあります。今は届出をもらわないのでどういった変更があるかわからないのですが、換気口を増やす、場所を変えるということがあったときには、とにかく一度変更届を出して、環境に影響があるかないかを判断して、必要があれば最初からやり直しですし、影響がなければそのまま続けていいということをして市側が把握するようにしたいということです。

[委員] 例えば地下鉄だと、施行細則の別表では2番の鉄道が地下鉄に相当するのですが、例えば3番のところには放水口の位置がありますが、地下鉄には排気口については欠落しているという解釈でいいですか。

[事務局] もうひとつ例を出しますと、ビルの案件で、建物高さの減少があります。高さが低くなる場合は、一般的に環境影響は小さいだろうと思うのですが、煙突が屋上にあるような場合に、それが例えば50メートル低くなったりすると、計算上、より高濃度の大気汚染物質が地面に落ちる形になります。届出があれば、仮に濃度が高くなっても環境的に問題はないなどの判断ができますが、今は届出がないため、影響があるかがわかりません。必ずしも今までの事例で環境影響の悪化を見過ごしてきたわけではないのですが、制度として、そういった情報が届出され、それを告示、縦覧するというように改めた方が良いのではないかという問題意識で提案させていただいているということです。

[委員] よくわかりました。

[委員] 届出をルール化するのであれば、例えば2週間以内に回答するとか、判断とか再手続きの際の期間というのもルール化しないと、時間が読めなくてお互いに不透明になる部分が出てきてしまうので事業者の負担になると思います。

[事務局] 準備書に対して意見を言うときに120日以内といった規定は設けてありますが、現状では変更届が出て判断をする期間を設けていないので、制度論として、事業者の負担と審査のできる日程とのバランスもありますので、そこは検討させてください。

[委員] 変更届を出すことによって、環境に対する配慮ができたのではないかという話だと思います。それを今後、もう少し詳しく届出をしていただきたいという趣旨かと思うのですが、参考資料2は報告書が出て初めて比較検討できたということで、事業そのものに対する意識、環境に対する意識が低いということが見えてきます。そういうことから考えますと、細則を細かくすると同時に、事業の変更が環境に影響するという意識を違った形で広める努力が必要になると思いますので、その方策みたいなものも考えていただければと思います。

[事務局] 変更届もありますし、事後調査の中間報告もありますので、そういう機会をとらえて、事業者と相談をしています。公表等の細かい部分は細則を少し変えてやっていきたいと考えています。

[委員] 民間事業よりも公共事業の方が多いわけですから、そういう意味では、周知については、内部でしっかりやっていただくということだと思います。

[部会長] それでは、届出の必要な要件について施行細則を直すということと、変更届が出てきたら告示とか縦覧ができるようにしたいということですか。

ウ 対象事業の種類と規模

[部会長] 「ウ 対象事業の種類と規模」について説明をお願いします。

[事務局] (資料3、参考資料3,4について説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

[委員] 対象事業の一覧の中にはない土地改良事業と、開発行為の面積規定が10ヘクタール以上になっているのですが、もう少し小さくした方が良いのではないかと思います。市内の農地や近郊の農地は、生物多様性からすると非常に重要だと思うのですが、今は非常に緩い規制になっています。都市に生物多様性は要らないのであればいいのですが、去年のCOP10の愛知目標等を考えると、名古屋市の施策はそうではないですから、現在ある農地なり緑地をできるだけ残していかないと多様性を維持できないのではないのでしょうか。他の自治体とは相当違うことになると思うのですが、かなり規制を厳しくしないと生物多様性は市内では守れないと思います。

[部会長] 土地区画整理事業の50ヘクタールというのではないですか。

[委員] 土地区画整理事業になるのですか。どういう手続きかよくわからないのですが、土地改良事業も関係してくると思います。土地改良は乾田化が中心で、あれでは中にいる生き物はたまったものじゃないですから、そのあたりを見直して、本当に多様性を保全するということがあればきちんとしておかないといけないと思います。

[事務局] 今の規模設定ではなく小規模事業をどこまで見るか、どの事業を対象とするかについては色々な議論があると思います。社会情勢、地域情勢、その他の状況を比較して現行の規模を考

えていく必要がありますが、特に農地、緑地の保全について、無秩序な開発、乱開発を規制する仕組みは、アセスというよりは、都市計画法や都市緑地法等の既存の規制体系があり、それらの役割も重要なポイントになると思います。他にも環境関連の個別の法律がありますので、そういった別の体系とアセスをすみ分けて、その両輪でやっていく話であると考えています。

[委員] 今の話はそのとおりですが、できるところから問題提起すべきだと思います。参考資料の中に生物多様性関係の計画もありますが非常に抽象的な段階で、今、都市の緑地なり農地は守れないです。それを守らないと名古屋市内で愛知目標を実現するのは難しいと思います。利害関係も非常に強いものがありますのでなかなか実現は困難ですが、どこかで先鞭をつけないと誰も手をつけることができないというのが続くのではないかと思います。

[部会長] そういう強い意見があったということも残していただければと思います。

[委員] 今のご意見に関連して、次の審議項目にかかるのですが、資料4に自然のネットワーク化と生物多様性の向上の技術的指針についての案があります。今の影響評価は、どちらかというところと個別の要素に還元して見ていくということだと思うのですが、ネットワークの評価を今後どう取り入れていくのかというところについていくつか案があると思います。ひとつは、環境局が都市と生物多様性の指数をつくる時の、どの程度つながっているのかを算出する計算方法があります。それと、愛知県がやっているポテンシャルのマップは、効果的につなげる場所ということで参考になると思います。また、都市部での緑化は私有地の緑化が非常に大きなテーマだと思いますので、全然広がってはいないのですが、銀行と連携した資金メカニズム、チームグリーンをどううまく運用していくのかという話ともかかわってくると思います。

[委員] 今の話でお尋ねしたいのですが、先ほど指数という話も出ましたが、今回の環境項目とそれに付随する数値だけで生物多様性の問題を推進していくうえで足りるのでしょうか。

[委員] 足りないと思います。

[委員] 例えばどんな項目があればいいですか。

[委員] ネットワークの部分は非常に重要な要素だと思います。個々の場所の種だけではなく、どれだけつながっているのか、どれだけのものが生息できるポテンシャルがあるのかということが大事になってきます。侵略的な外来種が入って広がっていないかということもあると思うのですが、ただ、これは一度入ってしまうとなかなか難しいものもあるので、例えば生物多様性に特化したならばもう少し組み入れられる要素ではないかと思います。

[部会長] まず資料3に直接関係するところをお願いします。

[委員] 先ほどの土地改良事業の話は、このアセスメントのパンフレットでいうと、どの部分の話ですか。

[委員] 対象事業の中に農地改良の事業も対象にすべきではないかというのがひとつと、開発関係の対象面積等について、例えば一番下の開発行為は10ヘクタール以上になっているのですが、それが大きいのか小さいのかという問題です。

[委員] これは環境影響評価法と愛知県にはないのですが、ないものに対して名古屋市は新たに改めてつくるということですか。

[委員] もっと面積を小さくしたほうがいいと思います。

[委員] 更にとり論拠がよくわかりません。生物多様性が大事というのはわかりますが、何でもかんでも規制を厳しくして事業化を抑止するのは問題だと思います。

[委員] それは制度自体の問題です。

[委員] 先ほど説明があったように、農地法という別の話があるわけですから、環境アセスの対象を広げるとか規制を厳しくするというのは、必ずしも環境影響評価の推進ではないと思います。

[部会長] そういう問題意識があるということです。

[委員] その問題意識に対して、何でもかんでも厳しくすればいいというものではないと言っているだけです。

[委員] 土地改良のアセスはやはりやってもいいと思うのですが。

[委員] 土地改良というのは、環境影響評価法も愛知県にもないのですか。

[事務局] 土地改良は行為ですのでそれが面的なものになると、面積で書いてある事業に該当してくると思います。ただ、アセスメントは元々事業をやる際に、出来るだけ環境にやさしい事業にするために事業者がどう環境に配慮していくのかについて、住民、行政等の意見を聞く手続きで

す。色々な方が意見を言えるので、この手続きの中で全てを解決しようという傾向があり、そう思われがちなのですが、実際はそうはいきません。アセスメントは規制ではなく、基本的には事業者のセルフコントロールによるところが大きいですから、市条例には罰金も罰則もありません。名古屋市の場合は法律より前から要綱がありましたので、市長が告示、縦覧していますが、国のアセスメントでは告示、縦覧も事業者が自分で行います。先ほどご指摘のあった問題点は確かにあると思いますが、それはアセスメントだけで解決することは難しいので、他の制度とあわせてやっていくことだと思っています。

[部会長] この中でそういう問題意識があるというのは大きく言ってもらわないといけません。

[委員] 環境影響評価の問題を考える際に、環境項目とその数値は一定の環境を考えていく上での指標になっていると思います。私たちは、そういった環境項目をチェックし、それによって環境を保全するということです。そういったことから考えれば、こういう環境項目からして、どのぐらいの規模の事業をやると影響が出てくるのか、統計立てて出てきたのがこの対象事業だと思っています。あくまでも、どのぐらいの規模かという数値はすごく大事な話になると思います。技術的な問題としても関わってきますが、例えば、名古屋市の基準では土地区画整理事業の中では緑地を5%以上残す、逆に言えば5%残せばいいという話になっています。生物多様性の視点から見たときに、5%で本当にいいのか。そういった数値はどこで吟味するのか。こういった切り口で見ていきたいと思いますというのが本来のこの見直しの話だろうと思います。だから、非常に難しい話だと思っていますが、数値化していく中で、環境をいかに保全していくのか、事業の規模をどのぐらいに考えたらいいかという問題を考えていかないと、物が見えてこないと思います。ただ規制すればいいということではなく、何のために規制するのか、どういう関わりがあって環境が保全されていかないのかについて、それなりの専門的な数値をいかに見出すかが大事なのではないかと思います。

[委員] 生物多様性はずっと持続可能なのではないかとあります。何か開発をしたらそれが全部否定されるのかといったらそうではなく、どこかで代替地をつくる等色々なやり方がありますので、生物多様性からの視点だけで議論するのは少し難しいと思います。

[委員] 今回、2050年を見据えた3つの大きな視点が示されました。その視点に近付けるために、環境アセスとしては具体的にどういう取り組みがあるのかという意味において範囲や規模を再吟味していくことはすごく大事だと思います。

[委員] 愛知県の審議会の中でも環境アセスと生物多様性の話が出ました。私は環境影響評価の目的とは、事業をする中で極力環境影響が少ない形でのやり方を考えることだと思っています。事業をする場合、環境影響は絶対出ます。生物多様性だけを守ろうとしたら何もしない方がいいわけです。ですから、そこは履き違えていただきたくない気がします。

[委員] 今までは、緑地をなくして非常にすさんだ都市づくりになってしまっています。これから事業をする場合においては、逆に生物多様性のネットワークづくりを助ける方向での事業もあるかと思っています。これからのまちづくりの中でのアセスは規制だけの話ではなくて、逆に環境の保全として、緑をつくっていく上における役割というものもあるのではないかと思います。

[委員] 名古屋市の面積自体は限られていますので、事業部分を減らして緑をつくる以外ありません。私は緑をつくることが環境影響評価ではないと思います。環境影響評価の中でやらなければいけないことをはっきりさせておかないといけません。

[委員] これまでは、環境の保全がないがしろにされてきました。いかに保全するかという守りだけではなく、守りながらさらにつくっていくという役割も出てくるような気がします。

[委員] 環境影響評価の審査会に出てくる案件を見てみると、方向としてはかなり緑地を残すとか、できる限りの範囲で残すという形になっているので、いい方向ではないかなと思います。

[委員] 開発がずっと行われてきて、環境との調和をどう考えていくかという中でこの環境アセスという考え方が生まれてきたわけです。開発行為は何らかの影響を与えることが大前提ですから、やらない方がいいと言ったら、それは環境原理主義的な話で何もできなくなってしまいます。これらをどううまく折り合いをつけるのかということをお前提に我々は議論をする必要があると思います。

[部会長] それはおわかりいただいた上での議論ですが、対象事業の規模の見直しについては、長期間に渡ってデータを集めて議論しないといけません。ここでは、まず法改正に伴って条例を見る

ということで、風力発電所は名古屋市の場合は要らないだろうというのがメインです。この対象事業の表は、今回、この部会ではいじれないと思いますから、この対象でいく。もうひとつ、事業範囲のとらえ方は、どこまでの土地をひとつの事業の面積に入れるか、解体を入れるかどうかという話ですが、これについてはきちんと見直しをしていただければと思います。

[事務局] これから詳しく精査していきますが、どこまでが対象事業なのかについて、曖昧に運用するのではなく、わかりやすく統一した見解をお示しできるように整理していきます。

[部会長] これだけ事例がそろったので、それを見ながら検討できると思います。

エ 環境影響評価の技術手法等

[部会長] 「エ 環境影響評価の技術手法等」について、説明してください。

[事務局] (資料4、参考資料5,6について説明)

[事務局] この内容についてご質問等を伺っていないのですが、会議終了の時間となりましたので、本日議論出来なかった分については次回とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

[部会長] そのようにお願いします。それでは本日の部会は終了します。